

本委員会において特に議論していただきたい事項

1. 低価格受注による元請業者から下請業者に対する不適正なしわ寄せの実態やその発生要因はどのようになっているか。
2. 元請業者が下請業者に不当なしわ寄せを行うことを防止するためには、どのような施策が効果的か。
3. 現在実施している下請代金支払状況等実態調査について、低価格受注による下請業者に対するしわ寄せを防止する観点から、どのように実施すべきであるか。

【具体的論点】

- (1) 現行の調査項目が、元請による不適切な対応を推測できるものとなっているかを再確認すべきではないか。また、調査項目を法令遵守ガイドラインに準拠したものとすべきではないか。
 - (2) 低入札工事に対する調査においては、調査票の回収率が低下しない範囲で、元請業者の低価格受注による下請業者に対するしわ寄せを防止する観点から調査項目の追加や詳細化を行うべきではないか。
 - (3) 下請業者から先に調査を行い、元請業者の不適切な対応に関する見通しをつけた上で、元請業者に対し調査を行うという調査手法を試行すべきではないか。また、調査を実施する場合には、下請業者への影響をどのように解消することができるか。
4. 現在実施している立入検査の実効性を高めるためにはどのような手法が効果的か。

【具体的論点】

- (1) 立入検査対象業者の選定について、どのような指標を用いて

優先順位をつけるべきか。

(2) 不適正な元請下請関係の実態を把握するためにはどのような情報や書類を入手すべきか。また、得られた情報を用いて効率的に分析するにはどのようにすべきか。

5. 建設業法19条の3及び建設業法42条の規定の活用を図るべきではないか。